

区のお知らせ

足立区千住一丁目50
☎ (882) 1111
編集・発行/足立区役所

役所のしごととことで、困ったことや苦情、ご意見がありましたらお寄せください。

毎月第2木曜日・午後1時～4時
区役所本庁舎（1階）区民相談室
※10月は、第2木曜日が祝日のため、17日（木）に行ないます。

区の自治権ほぼ市なみに

今度の改正で、足立区にはどのような行政体になるのか、そのあたりにまずなぞを紹介しましょう。

自治体の本旨に於けるものです。

第二は、郡が自ら担当している市の仕事を区に移すこと、郡本来の仕事つまり郡民全体の福祉向上のために怠ることができるからです。

このように、区として行なうべきことが増えますが、それには多くの経費が必要になります。しかも、今までのこの支援をお願いします。

当りの税額は、足立区の約九十四億円に對し都心の約三千万・中央・港三区は平均約三千万千円、その他区は比較にならない収入の多くの仕事を行なわなければならない。足立区はこれからは決して美事はありません。一口に自治体といふと一區一區に自治性があって、これからの足立を育てるため、今までのこの支援をお願いします。

改正のあらまし

市町村が処理することが不適当な仕事、市町村に関する連絡調整をを担当することになっていきます。

しかしこれは市と県の両合で、行政区は少しもがった役割を分担できません。

これまで都は、十三区区域では、市の仕事をあわせて処理していました。

東京二十三区はそれ自体一つの市として発展してきた地域です。そして東京の一体性を保つために、区は都に多くの権限をゆづっていたのです。

事務移管について

いまの足立区には、かつての緑ゆめかな田園地帯のおもかげはほとんどありません。無数の都市化で、公共施設の整備、福祉や教育の拡充など、今すぐ解決しなければならぬ問題も多抱えています。

▽水道校管工事

今回の法改正は、みなさんに最も身近かな行政である特別区の権限に拡充することを基本に、区長公選制の復活、事務事業の移管、財政自主権の強化などを柱にした、新たな足立区が処理することになった主な仕事は、次のとおりです。

▽区民の選挙
▽伝染病の予防

と、足立区は、設計費、二百十億円規模で、田谷谷区に空いた区中二番目です。

しかし、その内容をみましますと、都から交付されている交付金、六十億円で、二十二年区全体で四十四億を要する。

また、四十八年度の区民税

改正のあらまし

▽住宅地改良
▽樹木保存
▽都市計画決定・事業施行
▽建築施設

さらに、保健所は、都立の保健所から区の保健所にかわります。

また、このほかにも、本来都が処理するものが、足立区にあるものは、区と都が相談して移管することになっています。

秋の交通安全運動始まる
歩行者・裏通りの事故防止に重点

昨秋の全交通安運動は九月二日の全交通安運動は九月二日、三十日までの十日間、全国一斉に行なわれました。今回の運動の目標は「歩行者くち子にもやろへ、身体不自用ひの事故防止」「自動車事故防止」を裏通りにおける事故防止が重点です。

今回は、昭和四十八年の交通事故を中心に、係数でみてみましょう。

■足立区の交通事故件数都内第三位
 昨午二時間の区内事故数は、二二件と多い。

生命がわれ、三十八人の尊厳が重傷傷害されました。事故件数は、人口千人当り三・七件です。

せなせ、こんなにけいひ悲しい思いをしなければいけないのしょうか、どうして「自分だけは大丈夫」とええるしょうか。

■自動車の台数十年前の五倍
 足立区の自動車保有数は、約十萬五千台十年前の二萬台に比べて、五倍にも達しました。これは必要に二台です。こんなに自動車は必要しょうか。車は走る凶器」といわれています。区民六人

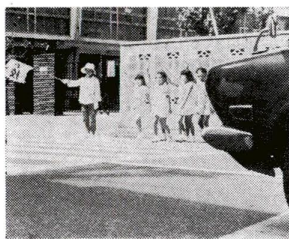
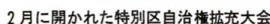
エルズドー節減併せて、不要不急な自動車の使用を極力見合わせてください。

■交通事故はどんなときが多いか
 月別では、五月三日次いで十月、月別では、土曜日次いで月曜日、時間帯では、午後四時から六時がピークです。

夕方には、運転者、歩行者とも視力が低下し、主婦が買い物で急がし、子どもから目を離すものこの時間帯です。

■交通事故の原因は何が多いか
 歩行者の事故原因は、とび出しの幹道路が最も多事故の原因の恐ろ敷いである。

運転者の事故原因のト、安全運転義務違反、五百百六件、次いで右折方法違反、一時停止共違反となつています。あなたたの握っているハンドブレーキは、あなたの命令車をたちまち凶器にします。安全運転、境界線、線、環七



地方自治法の改正で変わる主な事項

	区長の選任方法	区が取扱う仕事	① 保 健 所	② 建築確認	③ 都市計画	そ の 他
現 行	都知事の同意を得て 区議会が選任	地方自治法に制限的 に掲げられた事務 (20項目)を取扱い、 普通の市で取扱う事 務の大半は、都が取 扱う	東京都千住・足立保 健所として都衛生局 が所管	エレベーター・エス カレーター付のビル、 地下街その他の特殊 な建物は全て都で取 扱う	都市計画の決定とほ とんどの仕事の実施 は都で取扱う	下水道枝管工事・ 市街地再開発その 他の仕事
50 年 4 月 か ら	区民が直接に投票で 選任（第1回の投票 は、6月30日までの 間に行なわれる）	原則として、普通の 市なみの仕事を取扱 うことになる（た だし、廃棄物・下水道 ・消防などの仕事は 従来どおり都が取扱 う）	足立区千住・足立保 健所として足立区が 所管（ただし伝染病 院・消毒所・犬の捕 獲・食品製造業の許 可などは都が処理）	5000㎡（延面積）ま でのビルは、エレベ ーター・エスカレー ター付でも区で確認 1500㎡（床面積）ま での地下街は区で確 認	都市計画の決定およ び事業の施行（地域 地区、都市施設の一 部を除く）	これらの仕事もか げの部分が区で 実施できるよう になる

特別区における
「自治権運動のあゆみ」

昭和二十二年 地方自治法施行特別区となり、原則として市に関する規程を適用する基礎的地方公共団体となる。

二十七年 地方自治法改正 特別区は、都の内部の部分団体となり、自治権を制限された特別地方公共団体となる。区長も連任制度設置

大幡大事務移管が行なわれる。都区協議会を

四十一年 第一回特別区自治権拡充会を開く

四十二年 練馬区で区長選挙公選条例直接請求の住民運動起る

四十五年 足立区など十七区で単公選条例制定の直接請求する

四十六年 中野区議会が単公選条例可決

四十七年 品川・練馬区議会が同条例可決

四十八年 区長公選を繰りこんだ地方自治法改正案を、七十一国会へ上程し、が廃案となる

四十九年 第一回特別区自治権拡充会を開く。地方自治法一部改正案成立。公布施行

センター・児童館・老人館だより

- ◆東部区民福祉センター 宮六〇五七〇一
 ■子ども映画会 九月十一日(土) 午後一時
 入 九月十二日(日) 午前十時
- ◆中部区民福祉センター 宮八八九四六六
 ■子ども映画会 九月十一日・二十八日(土) 午後六時
 ◆西部区民福祉センター 宮八九七五〇二六
 ■児童映画会 九月二十九日(日) 午後二時三十分
 ◆花びん作ろう 九月二十日(日) 午前十時・定員十名
 ◆フオクダス 九月二十五日(水) 午後一時
 ■老人浪曲会 九月二十九日(日) 午後一時・定員百名
- ◆千住区民福祉センター 宮八八一七六五
 ◆お茶会のためのフオクダス 九月二十二日(土) 午前十三時
 ◆紙芝居会 九月二十・二十九日(日) 午前十時
 ■子ども映画会 九月二十・二十九日(日) 午後三十分
- ◆西伊弉兒童館 宮八九七六九四八
 ■ギター教室・児童募集 小学生五年生以上、申込みは九月二十日(金)から 秋のつどい 九月二十九日(日) 午後三時
- ◆新田老人館・兒童館 宮九二一三四二二
 ■老人民謡教室 九月十七日(金) 午後一時
 ■老人舞踊教室 九月十七日(金) 午前十一時
 ■子ども卓球教室 九月二十日(日) 午後二時三十分
 ■児童教室 九月二十日(日) 午前九時、新会員募集中
- ◆教育センター 宮八〇一八〇一
 ◆天候観測の夕べ 九月二十六日(木)・三十八日(土) 午後七時
 ◆絵画教室 九月二十六日(木) 午後六時七分
 分、先着十五名、申込みは九月十一日(土)から
- 花畑区民センター 宮八三〇二六六七
 ■老人陶芸教室 九月十六日(木) 午前十一時
 ■老人健康相談 九月十七日(金) 午後一時三十分
 ◆フオクダス 九月十七日(金) 午後二時
 ◆老人茶運び教室 九月二十・二十七日(金) 午後一時・材料費約五十円
 教材費各冊記してないが教室は無料です
 (申込みぐくわし)は、直接施設の事務室へ)

